

No.	PLAN					DO		CHECK							ACTION		担当部署		
	総合計画基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	H30実績	事業費H30決算見込額(千円)	成果指標名	H29成果	H30目標	H30成果	必要性	有効性	効率性		事業費の方向性	方向性に対する考え方
1	1-①豊かな人間性の基礎を築く	3	2	3	湖西保育士会運営費補助金	市内保育園及びこども園の保育士等の資質向上と相互の連絡並びに提携を図る事業に対し補助する。	湖西保育士会が実施する事業(保育士等の資質向上のための研修会及び食育に関する研修)に係る経費の1/2以内を補助する。ただし、130,000円とする。	・保育士の資質向上及び相互の連携を図ることを目的として活動する湖西保育士会へ助成した。 会員数:116人 会費:500円/人 活動内容:総会、理事会、保育の質を高める研修会、講演会、実技研修会、保育・食育実践報告会	130	研修会及び講演会の実施回数	5	5	6	B	B	B	維持	保育士会として保育士の資質向上に取り組む必要がある。	幼児教育課
2	1-①豊かな人間性の基礎を築く	10	1	3	幼稚園研究指定事業	幼児教育の質的な向上を目指す。感性豊かな子を育むため、また、親子の触れ合いの一助とするために、童歌を活動に積極的に導入する。	幼児教育の質的な向上を目指し、公立幼稚園1園を研究園に指定する。公立幼稚園全園を研究指定園とした「童歌導入推進事業」を展開する。	・指定園:鷺津幼稚園 童歌導入推進事業	52	歌った童謡・童歌の曲数(曲)	100	100	100	A	A	A	維持	幼稚園教諭の資質向上及び感性豊かな子どもの育成のために必要である。	幼児教育課
3	1-①豊かな人間性の基礎を築く	10	1	3	幼稚園親子読書推進事業	子どもの言語力、表現力、さらには豊かな感性や人間性を育む。	幼稚園における情操教育の一環として、保育者の読み聞かせの技能の向上、幼児の親子読書習慣の定着を目的として、絵本を購入する。	・絵本購入(4,865冊) ・絵本貸出し(12,151冊) ・絵本読み聞かせ(教師、ボランティア 2,103回)	279	絵本の貸し出し数	13,044冊	19,000冊	12,151冊	A	B	B	維持	子どもの言語力・表現力を養うために必要である。	幼児教育課
4	1-①豊かな人間性の基礎を築く	10	4	1	保育対策事業	一時預かり事業を行う私立幼稚園及びこども園の保育教諭の処遇改善及び入所児童の福祉の増進を図る。(一時預かり事業実施要綱)	一時預かり事業を行う私立幼稚園及びこども園に対し、国・県の基準により実支出額の補助を行う。	・一時預かり事業(幼稚園型)を行う私立こども園に助成した。	666	補助対象こども園への児童の入所率	84	90	92	A	A	A	維持	国の補助制度に沿って行っており、園児に安定した保育を実施し、入所児童の福祉の増進及び保育教諭の処遇改善を図るために必要である。	幼児教育課
5	1-①豊かな人間性の基礎を築く	10	4	1	就園奨励費事業	幼稚園教育の普及に資するため、家庭の所得状況に応じて私立幼稚園在園児保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立・私立幼稚園における保護者負担の格差是正を図る。	施設型給付を受けない私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、保育料の減免を行う。	・園児の保護者の経済的負担の軽減、幼稚園教育の充実及び向上を図ることを目的として、施設型給付を受けない私立幼稚園に就園する園児の保護者に対して保育料の減免を行った。(9園、14人、2,391,100円)	2,392	補助対象人数	15	15	14	B	B	B	維持	子ども・子育て支援新制度創設(平成27年)後3年を経過し、(就園奨励費の対象となる)新制度に移行しない幼稚園は同程度で推移すると考えられる。	幼児教育課
6	1-②生きる力を育む	10	1	2	豊田佐吉翁記念奨学金事業	奨学金の給付による社会の有用な人材の育成	奨学金の交付 選考委員会の開催 奨学生感謝の会の実施	・奨学金の交付 ・選考委員会の開催 ・奨学生感謝の会の実施	1,645	給付者数(人)	17	12	13	A	A	A	維持	奨学金の給付による社会の有用な人材の育成を進める。	教育総務課
7	1-②生きる力を育む	10	1	2	育英奨学金貸付事業	奨学金の貸付けによる有能な人材の育成	選考委員会の開催 奨学金の貸付 奨学金の返済	・選考委員会の開催 ・奨学金の貸付 ・奨学金の返済 ・基金利子	58	新規貸付人数(人)	3	3	1	A	A	A	維持	奨学金の貸付けによる有能な人材の育成を進める。	教育総務課
8	1-②生きる力を育む	10	1	3	学校給食推進事業	・調理従事者に対する保菌検査等を行い、衛生管理を徹底する。 ・岡崎中学校、岡崎小学校、鷺津中学校、鷺津小学校、新居中学校、新居小学校における給食を安定的に提供する。(学校給食法)	①調理従事者に対する保菌検査・副食物細菌検査・食材細菌検査を実施する。 ②岡崎中学校、岡崎小学校、鷺津中学校、鷺津小学校、新居中学校、新居小学校における給食業務を委託契約し、安定した給食を提供する。(学校給食法)	・保菌検査(給食調理従事者 月2回) ・副食物細菌検査(各小中学校 年2回) ・食材検査(指定1校 年1回) ・給食委託(鷺津小、新居小、岡崎中、鷺津中、新居中、岡崎小)	95,629	保菌・食品検査の実施率(%)	100	100	100	A	A	A	維持	安全安心な学校給食の適切な運営を維持する。	教育総務課
9	1-②生きる力を育む	10	2	2	教育扶助費事業(小学校)	保護者の経済的負担の軽減及び義務教育の円滑な実施(学校教育法)	経済的な理由によって就学が困難な児童の保護者に対して国の算定基準に基づく就学に必要な経費を援助する。	・要保護児童援助費 ・準要保護児童援助費 ・特別支援教育就学奨励費	5,443	支給人数(人)	100	100	122	A	A	B	維持	保護者の経済的負担の軽減及び義務教育の円滑な実施を支援する。	教育総務課
10	1-②生きる力を育む	10	3	2	教育扶助費事業(中学校)	保護者の経済的負担の軽減及び義務教育の円滑な実施(学校教育法)	経済的な理由によって就学が困難な児童の保護者に対して国の算定基準に基づく就学に必要な経費を援助する。	・要保護児童援助費 ・準要保護児童援助費 ・特別支援教育就学奨励費	4,306	支給人数(人)	62	60	68	A	A	B	維持	保護者の経済的負担の軽減及び義務教育の円滑な実施を支援する。	教育総務課
11	1-②生きる力を育む	10	1	3	教育振興事業	①教科書等の貸与 ②卒業生表彰記念	小・中学校の教師用教科書及び指導書の不足分を補充し貸与する。卒業記念品の授与を行う。	・小・中学校の学級増や担当教師増に伴う不足分の教師用教科書・指導書の購入 ・卒業記念品の贈呈(小学校:518人・中学校:550人) ・湖西地区教科用図書選定委員会の実施 2回 ・湖西地区教科書研究委員会の実施 3回	2,889					A	A	A	維持	令和2年度は、改訂された小学校全教科の教科書、教師用指導書を購入するため、予算を計上する。卒業記念品について、近隣の他市町における授与の実態を調査し、今後どうしていくか検討する。	学校教育課
12	1-②生きる力を育む	10	1	3	学校教育運営事業	学校運営を教育委員会として支援するために、指導主事等が県教委等と連絡調整をしたり、先進的教育情報を入手したりするために取り組む。(教育公務員特例法)	学校運営を教育委員会として支援するために、指導主事等が県教委等と連絡調整をしたり、先進的教育情報を入手したりするために取り組む。	・研修会等への指導主事等の参加 59回(生徒指導・初任者研修・教科等指導リーダー・防災教育・教育課題・教育課程他) ・指導主事等の参考資料購入	348	指導主事等の研修会・協議会への参加回数	42	40	59	A	A	A	維持	学校教育に関わる最新の動向をつかみ、できる限り研鑽の機会を得ていきたい。	学校教育課
13	1-②生きる力を育む	10	1	3	教科等指導リーダー相談員派遣事業	①各幼稚園、小・中学校の校内研修会に教科リーダーを派遣し、教職員の指導力を高める。 ②教科リーダー全体研修会を開催し、リーダーとしての指導力を高める。	①各教科・領域における教職員の授業力、指導力を向上させるために、指導的な役割を果たす教科等指導リーダー相談員(以下「教科リーダー」)を任命し、各幼稚園、小・中学校の要請に応じて派遣する。 ②教科リーダー対象の研修会を開催し、指導技術・リーダーとしての資質向上を図る。	・委嘱状伝達式及び研修会1日 ・全体研修会1日 ・幼稚園訪問6回 ・小学校訪問17回 ・中学校訪問17回	54	相談員の訪問件数	49	45	40	A	A	A	維持	県主催の教科等指導リーダー研修会がなくなったが、教科等指導リーダーの指導力を向上させるために今後も継続する。	学校教育課

No.	PLAN					DO		CHECK						ACTION		担当部署				
	総合計画 基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	H30実績	事業費 H30 決算見込額 (千円)	成果指標名	H29 成果	H30 目標	H30 成果	必要性		有効性	効率性	事業費の 方向性	方向性に対する考え方
14	1-②生きる力を育む	10	1	3	学校評議員制度推進事業	市内全小・中学校(11校)で各5名の学校評議員を委嘱し、学校運営に対して提言をいただき、学校改善に活用する。(学校教育法)	学校教育法施行規則に則り、市内小中学校に学校評議員を置く。	・各校年2回、学校評議委員会を実施(11校、各5人)	660	学校評議員への学校公開、懇談、協議会への参加機会(延べ)	22	22	22	A	A	A	維持	市内全小・中学校(11校)で各5名の学校評議員を委嘱し、学校運営に対して提言をいただき、学校改善に活用するために今後も継続する。	学校教育課	
15	1-③子どもの可能性を伸ばす	10	1	3	就学支援事業	年間3回、就学支援委員会を開催し、適切な措置をする。就学支援を充実させる。	就学支援委員会を開催して、特別支援教育を必要とする児童生徒に対して適切な就学支援を行う。また、関係保育園・幼稚園・関係小中学校・保護者と連携し、就学相談を通して早期対応を行う。	・湖西市就学支援委員会開催 3回(委員長1名、委員2名) ・調査訪問(委員長学校訪問) 1回	62	学校・幼稚園・保育園への就学相談・訪問の回数	68	70	68	A	A	A	維持	福祉部と連携し、支援対象となる幼児・児童生徒に係る情報収集の機能を高め、各校・園での就学支援を充実させる。	学校教育課	
16	1-③子どもの可能性を伸ばす	10	1	3	いじめ対策連絡協議会事業	平成26年度策定した「湖西市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、市内小中学校における状況を把握し、課題について協議する。	湖西市の小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図るために、湖西市いじめ対策連絡協議会を開く。	・いじめ対策連絡協議会の実施 年間2回	24	いじめ対策連絡協議会の開催数	2	2	2	A	B	B	維持	市内各小中学校におけるいじめ問題に対する指導の充実を図るために今後も継続していく。	学校教育課	
17	1-④子どもを健やかに育てる	2	1	19	木曾町児童交流事業	文化交流親善友好都市である本市と木曾町との交流の一環として実施する児童交流を支援する。	・木曾町内小学5年生が新居町を訪問(夏の海の交流) ・新居小5年生が木曾町を訪問(冬のスキー交流)	・スキー教室指導員講師謝礼(木曾町冬季児童交流) ・夏季児童交流費(食料費等) ・木曾町冬季児童交流バス借上料等 6月7、8日 ・木曾町内小学5年生71名が新居町を訪問。 ・新居小5年生126名参加(夏の海の交流)1月25、26日 ・新居小5年生129名が木曾町を訪問。木曾町5年生46名参加(冬のスキー交流)	1,381	夏冬の交流回数	2	2	2	A	A	C	縮小	特色ある学校事業のひとつであるが、市内の他の小学校と比較すると公費負担が多いため、今後個人負担の増を求める必要がある。	新居支所	
18	1-④子どもを健やかに育てる	10	6	1	社会教育委員会の開催	社会教育法第15条及び湖西市社会教育委員条例第1条の規定により、社会教育委員を置く。社会教育に関する計画の立案や調査研究、社会教育に関して教育委員会に助言する。	社会教育委員会の開催、社会教育研修への参加により社会教育の推進を図る。定例会を年間3回開催する。	・委員9名、年間3回の委員会開催 ・社会教育委員研修への参加 ・県社会教育委員連絡協議会負担金	270	社会教育委員会開催回数(回/年)	3	3	3	A	A	A	維持	事業費の多くは、委員報酬と外部研修等の旅費及び参加負担金であり、増減は見込めない。	社会教育課	
19	1-④子どもを健やかに育てる	10	6	1	社会教育指導員設置事業	湖西市社会教育指導員設置規則第1条の規定により、社会教育指導員を置く。社会教育の推進を図るため直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成にあたる。	・青少年育成事業(相談業務、電話相談「ヤングダイヤルこさい」等)を市民活動センター及び西部地域センターにおいて実施 ・青少年育成センター(青少年指導員)の運営指導 ・ふたば学級の企画運営 ・家庭教育学級の企画運営 ・放課後子ども教室の運営助言 ・夏休み子ども講座(工作)の企画運営 ・西部地域センター、北部多目的センター、南部構造改善センター事業の運営補助 ・放課後子ども教室のアドバイザー及び子どもの居場所の助言	・ヤングダイヤルこさい(電話相談) ・青少年育成センター事業(地区別指導、市内一斉指導) ・ふたば学級の企画運営 ・家庭教育学級の企画運営 ・放課後子ども教室の運営助言 ・夏休み子ども講座(工作)の企画運営 ・西部地域センター、北部多目的センター、南部構造改善センター事業の運営補助	5,160	社会教育指導員の設置数(人)	5	5	5	A	B	B	維持	経費は、指導員の報酬(86,000円×12月×5人)のみである。令和2年度から、公務員法の変更に伴う雇用形態の変更が見込まれているが、担当事業を継続するために引き続き設置していく必要がある。	社会教育課	
20	1-④子どもを健やかに育てる	10	6	1	社会教育の推進	社会教育の推進を図る。	社会教育研修への参加により、社会教育の推進を図る。社会教育課の事務機能を維持する。	・担当課長会議(1回) ・担当者研修会(1回、公用車使用) ・社会教育調査 ・臨時職員賃金(H30のみ、10~3月分)	1,575	なし					B	B	B	維持	事務機能を維持するための必要最小限の経費である。	社会教育課
21	1-④子どもを健やかに育てる	10	6	2	学校支援本部事業	未来を担う子どもたちを健やかに育てるために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む。(学校教育法)	地域住民がボランティアとして学校活動を支援する学校支援地域本部を設置し、地域全体で教育に取り組む。	・学校支援地域本部運営委員会の開催(2回開催) ・白須賀小学校、白須賀中学校、知波田小学校に支援本部を設置し学校支援を図った。	1,543	支援本部設置数(実施校数)	3	3	3	A	A	A	拡大	あくまでも、学校からの支援要請が前提となる事業であるが、国が推進する施策として、今後も支援の仕組みを維持し、実施校を増やしていく必要がある。	社会教育課	
22	1-⑥学習・スポーツ活動の環境を充実する	10	6	9	図書館活動推進事業	子どもをはじめとする読書活動の充実を図る。	読み聞かせ等のイベントを開催する。	・ブックスタート事業 ・図書館まつり等イベント ・人形劇フェスティバル	1,325	イベント参加人数	6,477	6,600	7,002	A	A	A	維持	読書活動推進のため、継続的にボランティアの育成とイベント開催を行う。	図書館	
23	1-⑥学習・スポーツ活動の環境を充実する	10	6	9	図書館運営事業(新居図書館)	市民の情報拠点としての充実を図る。	図書や雑誌等の資料を充実させる。	・図書購入 1,807冊 ・雑誌購入 675冊 ・視聴覚資料購入 77点 ・幼稚園・保育園との連携(団体貸出等) ・学校との連携(学校図書室支援、団体貸出)	12,497	入館者数	95,419	100,000	96,389	A	B	A	維持	市民のニーズを調査し、ニーズに応えられるよう資料を充実させ、サービス向上を図る。	図書館	
24	1-⑦まちづくりはひとづくり	2	1	14	豊田佐吉翁顕彰祭開催事業	毎年豊田佐吉翁の命日に顕彰することで、永遠にその偉業を称え、また、少年少女発明クラブの優秀者を表彰し、発明やものづくりへの関心や意欲を育てる。	郷土が生んだ偉人、豊田佐吉翁の不滅の栄誉とその遺徳を称えるために、命日に式典を行う。また、湖西少年少女発明クラブの作品展と絵画展の優秀者への表彰も同時に行っている。 ■豊田佐吉翁顕彰祭の開催(昭和39年から実施) ■開催日 令和元年10月30日(水) 鷺津中学校 豊田佐吉翁胸像前にて実施予定	・豊田佐吉翁の不滅の栄誉とその遺徳を称え、式典を開催した。開催日 平成30年10月30日(火) 場所 鷺津中学校 豊田佐吉翁胸像前 出席者 150人	322	滞りなく顕彰祭が行えるよう準備・運営を行う。	100	100	100	A	A	A	維持	当市の財政状況、豊田佐吉翁記念奨学金事業及び少年少女発明クラブを運営していく上で、トヨタ自動車には今後も引き続きあらゆる面で多大なご支援・ご協力をいただかなければならないことから、本事業を維持していくことは当市にとっても大変有効であると考え。	秘書室	

No.	PLAN					DO		CHECK						ACTION		担当部署			
	総合計画基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	H30実績	事業費H30決算見込額(千円)	成果指標名	H29成果	H30目標	H30成果	必要性	有効性		効率性	事業費の方向性	方向性に対する考え方
25	1-⑦まちづくりはひとづくり	2	1	19	新居地域協働まちづくり事業	まちづくりのため自主的な地域活動への支援を行い、地域の活性化に資する。	新居地区の自主的なまちづくり活動への支援を行うことにより、市民協働によるまちづくりを実践する。また、新居地域にある公共花壇の管理を行う。	・植栽管理業務 公共花壇13ヶ所の維持管理 ・浜名川美化業務 浜名川クリーン作戦、護岸美化の推進	1,228	浜名川クリーン作戦参加人数	2,353	2,300	2,484	A	A	A	維持	浜名川クリーン作戦も公共花壇管理も現体制が維持できなくなった場合は、行政コストへの影響が非常に大きいことから、人員確保に力を入れ事業を継続する。	新居支所
26	1-⑦まちづくりはひとづくり	2	1	17	文化の香るまちづくり事業	市民協働の活発化、自立性を促すため、公募して市民活動を補助し、市民によるまちづくり活動を推進する。	協働まちづくり事業を補助し、協働によるまちづくりを応援する。	・文化の香るまちづくり事業補助金(協働まちづくり事業 4団体) ・文化の香るまちづくり事業補助金(まちづくりスタート事業 4団体)	1,577	文化の香るまちづくり事業へ補助件数(団体)	6	7	8	A	B	B	維持	今後も継続して市民活動団体の活性化及び自立性を促していく。	市民課
27	2-②疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	幼児健診事業	幼児の健全な成長発達のため幼児健診・保健指導を実施し、異常の早期発見と早期治療・養育を受けられるようにする。	母子保健法に基づく1歳6ヶ月児・3歳児を対象に集団健診、2歳児とその保護者を対象に歯科検診・保健指導を実施。また、健診後の相談指導として、ちびっこ相談、発達支援教室を実施。	・1歳6ヶ月児健診 392人 ・3歳児健診 440人 ・2歳児親子教室 412人 保護者 405人(歯周病検診受診者) ・児童発達支援事業 569人	7,401	3歳児健診受診率(%)	100	100	98	A	B	A	維持	児の健全な発達を促すため、事業を継続していく必要がある。	子育て支援課
28	2-②疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	母子保健相談事業	妊娠中から継続した母子への支援を行い、育児不安を軽減し、児の健全な成長を促す。	母子保健法による妊娠中における教室、乳幼児期には育児相談や訪問を実施。 外国人の母子保健サービスが滞ることないように通訳を配置している。	・母子手帳交付(妊娠の届出) 367人 ・お母さん教室 42人 ・プレパパ・プレママ教室 125人 ・初めてのママ教室 延274人 ・離乳食教室 148人 ・すくすく育児教室 179人 ・訪問指導事業 乳児 延380人、幼児 延213人 ・外国語版のテキスト作成と各種乳幼児健診・相談訪問時に通訳配置。	2,652	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの対処ができる1歳6ヶ月児の親の割合(%)	78	85	88	A	A	B	維持	継続した育児支援のために継続が必要。参加率や効果を検証しながら、より効率性の高い実施方法について考えていく。	子育て支援課
29	2-②疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	健康教育相談事業	健康増進法に基づき、健康推進計画の推進事業として市民の健康寿命の延伸のため、市民の健康に関する知識の普及啓発を行う。また疾病予防・重症化予防の健康支援を行う。	・市の健康課題になっている高血圧・肥満・糖尿病などの生活習慣病発生予防及び重症化予防等の健康教育を実施し、正しい健康知識の普及と個人の生活習慣の実践への支援を行う。 ・心身の健康問題に対し、個別に助言指導を行い、生活習慣病の行動変容等問題解決に導く。	・市民健康講座 10回 ・運動教室 2回 ・骨粗しょう症教室 2回 ・生活習慣病教室 6回 ・その他の教室開催 51回 ・相談事業 449回	657	教室や相談を実施することにより市民の健康知識の拡大と健康を支援することができた人数	4,852	5,000	3,994	A	A	A	維持	法に基づいた事業であり健康寿命延伸のため、健康知識の普及啓発が必要。	健康増進課
30	2-④地域福祉はみんなで作る	3	1	6	戦没者・戦傷病者援護事務	①戦没者の慰霊と平和理念の育成を図る。 ②遺族の処遇改善を図る。	①湖西市内の戦没者遺族および来賓を招待し、戦没者追悼式を開催する。 新居地区の忠霊塔の維持管理を行う。 ②湖西市遺族会への補助を行う。	・平成30年度湖西市戦没者追悼式 開催日 平成30年5月22日(火) 会場 新居地域センター 参加者数 287人 ・新居忠霊塔内樹木管理 ・湖西市遺族会補助金	2,223	湖西市戦没者追悼式の参加率推移	46	50	48	B	B	B	維持	平和理念育成と遺族の処遇改善ため、事業費の維持は必要である。	地域福祉課
31	2-⑤母と子を大切に	3	2	1	児童健全育成事業	家庭における諸問題(児童虐待・DV等)の早期発見・対応と未然防止のために、関係機関との連絡・連携を密にすることで対応することを目的としている。	①家庭児童相談事業 ②DV相談事業 ③助産施設・母子生活支援施設入所事業 ④要保護児童対策地域協議会の運営 ⑤子ども子育て支援事業計画策定 ⑥福祉総合システム保守	・相談件数 209人、延 2,004件 ・DV一時保護入所 1件 ・助産施設・母子生活支援施設入所 1件 ・代表者会議 1回/年 ・実務者会議 11回/年	21,192	相談件数	1,758	1,758	2,004	A	A	A	拡大	児童虐待・DV問題は今後も増加、深刻化していく傾向である。養育支援訪問事業の開始や子ども家庭総合支援拠点の設置等も必要であり、今後も引き続き重要な事業である。	子育て支援課
32	2-⑤母と子を大切に	3	2	1	交通遺児等愛育事業	交通遺児等家庭の経済的軽減や福祉向上を図る。	遺児の父母等が交通事故により死亡または重度の障害となった場合において、交通遺児等福祉手当を支給する。	・湖西市交通遺児等福祉手当 支給状況1世帯 対象遺児数1人 ・交通遺児等福祉基金への積立 寄付金3件	575	支給件数	2	3	1	A	A	A	維持	交通遺児等生活の福祉向上のため、今後も引き続き事業を実施する必要がある。	子育て支援課
33	2-⑤母と子を大切に	3	2	1	子育て支援センター運営事業	・親子のふれあいや親子同士の相互交流の場を提供し、児童の健全な育成を図る。 ・子育て等に関する相談、援助を実施する。	・子育て支援事業 子育て支援広場、もぐもぐタイム年4回、たまごちゃん広場月3回 各種イベント のびりん祭(5月)、季節の行事(七夕、ハロウィン、クリスマス、節分) ・子育て相談(随時) ・子育て支援広場(西部地域センター)	・年間開館日数 357日、総来館者数33,283人、(放課後児童クラブ含む) ・のびりん祭 来場者291人 ・その他広場、教室、相談、講座等参加者2,409人	8,654	入場者数(H29年度からセンター2Fで運営しているのびりん放課後児童クラブを含めると33,283人)	24,880	26,000	24,574	A	A	A	維持	年間24,574人(放課後児童クラブを含めると約33,283人)が利用、子育てに関する支援を行うため広場運営、利用者支援、子育て相談業務、季節イベントなどの各種事業を展開することで子育てに関する不安解消、児童健全育成に関し重要度の高い施策運営を行い広く子育て支援に寄与している。	子育て支援課
34	2-⑤母と子を大切に	3	2	2	母子家庭等医療費助成事業	母子(父子)家庭等の経済的軽減や福祉の向上を図る。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条)	母子家庭等の経済的負担を軽減するため、ひとり親で20歳未満の児童と保護者及び両親のない20歳未満の児童の医療費を助成する。	・受給世帯177世帯 受給対象者469人	10,206	受給対象者	548	550	469	A	A	A	維持	母子(父子)家庭等の福祉向上のために必要である。	子育て支援課
35	2-⑤母と子を大切に	3	2	2	母子自立支援給付金支給事業	就業につくことにより、母子(父子)家庭の生活を安定させ、自立を促進する。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10)	①自立支援教育訓練給付金事業 支給対象者が自立を図るために、教育訓練の受講費用に対し給付する。 ②高等技能訓練促進費等事業 直接的に就職につながる資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について訓練促進費を支給する。	・自立支援教育訓練給付金事業 支給件数 0件 ・高等技能訓練促進費等事業 支給件数 0件	0	支給件数	0	4	0	A	A	A	維持	就労に結びつく資格の取得により、母子家庭の母、父子家庭の父の就業が促進でき、経済的自立が見込まれる。	子育て支援課

No.	PLAN					DO		CHECK						ACTION		担当部署		
	総合計画基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	成果指標名	H29成果	H30目標	H30成果	必要性	有効性	効率性		事業費の方向性	方向性に対する考え方
								H30実績										
36	2-⑤母と子を大切に	3	2	2	母子家庭等対策総合支援事業	母子(父子)家庭等の経済的軽減や福祉の向上を図る。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7)	母子家庭等の一時的な生活支援や子育て支援を必要とする家庭に、日常生活支援やひとり親家庭生活支援を実施する。	・湖西市ひとり親・寡婦福祉会に委託	延利用者数	1,745	1,800	2,296	A	A	A	維持	保護者の経済的負担の軽減や福祉の向上のためには、引き続き事業を実施する必要がある。	子育て支援課
37	2-⑤母と子を大切に	3	2	2	母子福祉運営費	母子(父子)家庭等の自立促進のため、お互いに励まし合い助け合い福祉の向上を図る。	母子(父子)寡婦家庭の精神的、経済的自立の向上を図るために会員がお互いに励まし合いながら、活動している湖西市ひとり親・寡婦福祉会に補助	・会員数 149人	会員数	138	180	149	A	A	A	縮小	湖西市母子寡婦福祉会の活動が充実することで、母子家庭等の生活の安定を図るために必要である。	子育て支援課
38	2-⑤母と子を大切に	3	2	2	ひとり親家庭就学支援事業	ひとり親家庭の児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図る。	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、助成年度の翌年度に小学校に入学する児童のランドセル購入費用を助成する。(上限30,000円)	・助成児童数 18人	助成児童数	25	30	18	A	A	A	維持	ひとり親家庭の児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図る。	子育て支援課
39	2-⑥だれもが互いに尊重する	3	1	9	精神障害者福祉費	精神障害者の福祉向上のため各種手当、助成事業を行う。	①精神保健福祉会さざなみ会への補助 ②精神障害者への入院費用(上限12,000円/月)、通院等の交通費(6,000円/年)の助成	・精神保健福祉会さざなみ会への補助 ・精神障害者への入院費用、入院等の交通費の一部を助成	精神障害者入院助成及び精神障害者通院助成人数	98	110	99	B	A	A	維持	精神障害者の福祉向上のため各種手当、助成事業を継続する。	地域福祉課
40	2-⑦いつまでも生き生きと暮らす	3	1	7	デイサービスセンター建設費借入金償還費補助	「社会福祉法人の助成に関する条例」に基づき助成金を支給する。	平成12年度デイサービスセンター光湖苑建設事業借入金償還金の補助 ・元金 県:1/2×60% 市:1/2 法人:1/2×40% ・利子 県:1/3×60% 市:2/3 法人:1/3×40% 平成14年度開始 令和3年度終了	・償還計画の金額に基づき1,193,050円補助した。	計画実行率	100	100	100	A	A	A	維持	終了年度令和3年度まで継続	長寿介護課
41	2-⑦いつまでも生き生きと暮らす	3	1	7	長寿訪問費	これまでの社会に貢献してきた高齢者に対して、ねぎらい、感謝、尊敬の意を表し、長寿のお祝いをする。	長寿者(平成30年度は最高齢者、令和元年度は100歳及び最高齢者)を対象に長寿祝訪問を実施する。 対象者へは祝金(100歳3万円、最高齢者1万円)、寿詞等を贈呈する。	・長寿訪問者最高齢者1人を市長が訪問した。	長寿者訪問件数	27	3	1	B	B	A	維持	高齢化が進んでいるため、対象者の微増とともに経費も微増。	長寿介護課
42	2-⑦いつまでも生き生きと暮らす	3	1	7	高齢者バス等利用料金助成事業	高齢者のバス・タクシー利用料の一部を助成することにより社会活動を促進し、経済的負担の軽減を図る。	75歳以上の在宅の高齢者に対し、年間100円券×20枚を助成する。	・75歳以上の在宅の高齢者に対し、バス・タクシー助成券年間100円券×20枚を助成した。	利用率(%)	35	50	50	B	B	A	維持	高齢化が進んでいるため、対象者の増とともに経費も増	長寿介護課
43	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	危険物施設指導事業費	危険物規制事務及び対象施設への予防査察	①危険物施設への立入検査 ②危険物施設等の許可 ③煙火消費許可 ④権限移譲事務 ⑤湖西市危険物安全協会事務局	・危険物施設への立入検査件数 232件 ・危険物施設等の設置及び変更許可申請件数 143件 ・煙火消費許可件数 24件 ・権限移譲事務 1件 ・湖西市危険物安全協会会員数 68会員 ・火災原因調査 0件	危険物火災及び事故件数0件	0	0	0	A	A	A	維持	消防の目的を達成するために必要であり、一定の効果を得ている事業であるため今後も引き続き継続、維持の事業である。	予防課
44	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	予防指導事業費	法令に基づく防火対象物に対する予防査察及び消防用設備等の審査・検査等の実施、事業所に対する訓練指導を実施して火災を未然に防止、めざすまの姿に寄与する。	①防火対象物の予防査察 ②建築同意事務 ③消防用設備等の検査 ④事業所に対する訓練指導	・防火対象物の予防査察 140事業所、283棟 ・建築同意件数 73件 ・消防用設備等の設置検査 48件 ・事業所等に対する訓練指導 75回 ・火災原因調査	防火対象物からの出火件数(件)	0	0	3	A	A	A	維持	消防の目的を達成するために必要であり、一定の効果を得ている事業であるため今後も引き続き継続、維持の事業である。	予防課
45	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	警防業務活動費	市民の安全・安心を確保するため、消防活動及び警防体制を整える。(消防法第1条、消防組織法第1条)	①複雑・多様化する各種災害への対応 ②消防訓練の実施 ③必要資器材の整備	・災害出動(火災出動17件、警戒出動52件、PA出動(救急活動支援)403件) ・消防訓練の実施 第1当直、第2当直で年合計79回実施 ・各種研修会、署外訓練の参加 ・器材等の整備(消防ホース、消防用薬液、防毒マスク等特殊災害資器材、隊員保護用資器材) ・警防資器材の修繕 ・各種測定機器の保守点検	消防ホース整備数	22	20	20	A	A	A	維持	事業の目的である「市民の安全を確保する」を達成する上で必要な事業である。	消防署
46	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	署予防業務費	予防査察、火災調査及び予防広報を実施することにより、火災の出火防止及び人的・物的被害の軽減を図る。(消防法第1条、第4条、第31条)	①査察規程に基づく予防査察の実施 ②福祉部局と連携し、一人暮らし高齢者世帯の防火診断を実施 ③予防課と連携した防火指導の実施 ④火災原因調査により、出火傾向や対策を検討 ⑤予防査察研修及び火災調査研修の参加	・防火対象物の予防査察 468棟 ・高齢者世帯の防火診断 222戸 ・幼稚園、保育園等の花火教室 予防課の要請により、4回実施 ・事業所の訓練指導 予防課の要請により、17回実施 ・住宅用火災警報器設置調査 予防課の要請により、200世帯実施 ・火災原因調査の実施及び調査書類の作成 17件 ・予防査察研修及び火災調査研修の参加 20回	予防査察実施件数(棟)	393	559	468	A	A	A	維持	事業所等の火災予防の観点から引き続き予防査察が必要である。	消防署
47	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	救急業務費	救急活動及び救急体制を整える。(消防法第1条、消防組織法第1条)	①救急災害への対応 ②救命資器材整備事業 救命資器材の充実を図り、適切な処置の実施、救命率の向上に努める。 ③滅菌・消毒用資器材整備事業 ④救急資器材を清潔に保ち、感染防止に努める。	・救急災害への対応 救急出動件数 2,175件 搬送人員 2,046人 ・救急隊員の研修 48回 418人 ・救急訓練 96回 658人 ・事後検証会 8回 210人 ・救命資器材整備事業 ・滅菌・消毒用資器材整備事業 ・救急車及び救急資器材の消毒2,175回 応急手当普及資器材の消毒88回 ・救急資器材を清潔に保ち、感染防止に努める。	救急訓練実施数	88	96	96	A	A	A	維持	救急活動を行うために必要な資器材であるとともに、継続的に資器材の整備を実施、救急隊員が活動しやすい環境を整備し病院前救急体制を整える。	消防署

No.	PLAN					DO		CHECK						ACTION		担当部署		
	総合計画 基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	事業費 H30 決算見込額 (千円)	成果指標名	H29 成果	H30 目標	H30 成果	必要性	有効性		効率性	事業費の 方向性
48	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	救助業務費	救助活動及び救助体制を整える。 (消防法第1条、消防組織法第1条)	①救助災害への対応 ②救助資機材整備事業 救助資機材に不備が無いよう整備を徹底し、救助活動の向上に努める。 ③水難救助資機材整備事業 水難救助資機材に不備が無いよう整備を徹底し、救助活動の向上に努める。	3,424	救助資機材の検査	104	71	68	A	A	A	維持	救助資機材、水難救助資機材は、救助事業及び支援活動に対応するため、更新計画に沿った配備を行う。更新計画前であっても、消耗の激しい資機材は積極的に更新する。	消防署
49	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	警防業務推進事業	県内外の消防本部との連携、各種災害の対応を強化する。	①規定、要綱等の制定・変更 ②国・県、消防機関等との連絡調整 ③各種訓練の企画立案	135	警防課が企画立案した各種訓練回数	10	10	9	A	A	A	維持	所属内での訓練に限らず、各種合同訓練等へ積極的に参加することにより、連携を深め技術の向上を図る。 市ホームページ等を有効活用し、広報活動を行う。	警防課
50	3-④消防・救急体制を整える	9	1	6	救急業務推進事業	医療機関及び県内消防本部との連携、救急隊員の育成等、救急業務の対応を強化する。	①MC協議会関連事業 ②救急隊員育成・各種研修・学会派遣 ③救急救命士就業前病院研修	2,894	救急隊員各種研修、学会への派遣者数(人)	257	250	234	A	A	A	維持	当直人員を確保して、各種研修・学会等へ派遣する。	警防課
51	4-④自然環境を保全する	4	3	1	浜名湖の水辺をきれいに する事業	浜名湖の水をきれいに する事業を継続すること で、浜名湖の水質保全に 対する理解と関心を深め、 環境保全に対する意識の 高揚を図る。	環境美化実践活動を通じて、 浜名湖の水質保全に対する 理解と関心を高めることを 目的に浜名湖クリーン作戦 等を実施する。	310	浜名湖クリーン作戦の参加者	5,403	5,800	4,679	A	A	B	維持	毎回たくさんのゴミが収集されることから継続して行う必要がある。	環境課
52	4-④自然環境を保全する	4	3	1	花と緑のまちづくり推進事業	花いっぱい運動の推進を図り、 花とどりのまちづくりを実現する。	春と秋の年2回、緑花フェアを開催する。	2,333	春と秋の緑花フェア参加者数	4,652	4,500	2,072	A	A	A	維持	春と秋の年2回、緑花フェアを開催する。	環境課
53	5-③快適な住環境をつくる	4	3	1	自然環境保全事業	自然環境の適切な保全を推進するため、 県立自然公園内における行為 に関する受付事務を行う。	静岡県立自然公園内の適正な利用を図るため、 許可、届出受理、県道連進を行う。	0	違反件数	1	0	3	A	A	A	維持	フェンス等施設の老朽化のため海岸へ進入する案件が増えそうであるので対策を県と協議する。	環境課
54	5-③快適な住環境をつくる	8	3	1	河川愛護事業	安全で快適な河川環境を保持するため、 地域住民の参加による河川 美化運動を推進する。	地域住民の参加による河川美化運動に係る経費で、 主なものは河川愛護事業に対する 交付金と借り上げ料である。	8,319	参加人数(人)	20,805	21,000	21,170	A	A	A	維持	河川美化運動を実施することにより、 地域への愛着と連帯感が生まれ、 かつ経済的に有利であることから、 安全で快適な河川環境づくりが行える。	土木管理課
55	5-④生活の要は道路	8	2	2	道路愛護事業	安全で快適な道路環境を保持するため、 道路美化運動を推進する。	道路美化運動を推進する事業で、 主なものは道路の草刈作業である。	9,372	参加人数(人)	20,805	21,000	21,170	A	A	A	維持	道路美化運動を実施することにより、 地域への愛着と連帯感が生まれ、 かつ経済的に有利であることから、 安全で快適な道路環境づくりが行える。	土木管理課
56	6-②食を守る農業	6	1	7	土地改良団体関係経費	土地改良団体を補助することで、 農業基盤の保全と農家の財政負担を 軽減する。	農村基盤整備の促進を図るため、 湖西市用水土地改良区へ補助金 交付を行う。 また、土地改良事業の現状把握や 知識の習得のため各種会合へ 参加する。	55,731	湖西用水土地改良区補助金(事務費+事業費)	881	881	878	A	A	A	維持	土地改良施設の保全管理は地域農業の持続的な経営を支える重要施設であるので、 市が継続して事業を実施する必要がある。	産業振興課
57	6-⑤勤労意欲に応える	5	1	1	勤労者共済支援事業	市内企業で働く事業主及び従業員 の福利厚生を向上を図る。	①浜松市・湖西市勤労者共済会事業費補助事業 湖西市・浜松市に事業所を有する事業主及び従業員の福祉の向上を図るとともに、 明るい職場と豊かな暮らしを実現し、 もって中小企業の振興及び雇用の安定と地域社会の活性化に寄与している。 ②湖西地区労働者福祉協議会補助事業 静岡県労働者福祉協議会の地域組織として、 湖西地区における労働者の福祉活動を総合的に推進するとともに、 労働者福祉に関する事項全般についての啓蒙教育宣伝活動を行い、 労働者の手による労働者福祉全体の増進に寄与している。	3,287	(公財)浜松市勤労福祉協会 会員数(人)	21,238	21,900	21,643	B	B	C	縮小	(公財)浜松市勤労福祉協会の自立化プランに沿い、補助金額を毎年度前年比10%減額する。	産業振興課
58	6-⑤勤労意欲に応える	5	1	1	高齢者能力活用支援事業	湖西市シルバー人材センターの円滑な運営に資するため、 事務局職員の人件費と運営費の一部を補助する。	高齢者の生きがい支援並びに就業機会の創出を図るため 各種事業を実施している(公社)湖西市シルバー人材センター に対し補助金を交付し、円滑な運営を図る。	14,960	補助対象事業費に占める市補助金の割合(%)	33	33	30	A	A	B	維持	現時点では、市補助がなければ運営に支障をきたす。ただし、いつまでも補助に頼ることない自立化を目指し、 現行のシルバーの運営体制の見直しが必要である。	産業振興課

No.	PLAN						DO		CHECK						ACTION		担当部署		
	総合計画基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	成果指標名	H29成果	H30目標	H30成果	必要性	有効性	効率性	事業費の方向性		方向性に対する考え方	
								H30実績	事業費H30決算見込額(千円)										
59	6-⑥人が集うまち	7	1	3	関係人口対策事業	湖西市の関係人口をターゲットに捉え、市の魅力の発信を積極的に行うことで、今後の交流人口の増加やふるさと納税活性化、移住定住へと繋げていく。	LINEを情報発信手段として活用し、積極・能動的に市の魅力、市の情報を発信する。市に関わりを持った関係人口を繋ぎとめ、関係性を継続させていく。ふるさと大使を委嘱し、市の情報発信事業の一環として知名度及びイメージ向上を図る。	・LINEを情報発信手段として活用し、積極・能動的に市の魅力、市の情報を発信した。	965	登録者数(LINE)	-	700	716	B	B	B	拡大	関係人口の対策は、湖西市への移住・定住、市の歳入増には欠かすことができない。今後、飽きさせない情報発信を継続することができるか、が課題である。	観光交流課
60	7-①歴史の保存と継承	2	1	19	遠州新居手筒花火保存業務	手筒花火の伝統と製造技術の継承および後継者の育成を図り、文化的・観光PRを推進しながら、地域の活性化に資する。	・連合組織として運営される遠州新居手筒花火保存会に補助金を交付し、各地で公開公演を行うことにより手筒花火を全国に広くPRする。 ・新居形式の手筒花火を正しく後世に伝承する講座等を実施する。	・遠州新居手筒花火保存会補助金 ・木管児童交流での披露を含め6回の公開公演を実施 ・新居小学校3・6年生のわくしお学習で講座を開催 ・煙火従事者保安講習会を開催 ・テレビ、新聞、雑誌等への取材協力 ・新居の手筒花火のフォトコンテストを行い、受賞作品の写真展を実施	620	各地への遠征による公演披露回数	6	6	6	A	A	A	維持	稀有な伝統文化である手筒花火の後継者を育成することは当然必要であるが、文化庁の補助事業で作成した資料を活用して、意識改革を進めることを重点とする。	新居支所
61	7-①歴史の保存と継承	10	6	6	トキワマンサクの里づくり事業	県指定天然記念物である「トキワマンサク」の保護管理を行う。	湖西市神座地区の県指定天然記念物「トキワマンサク」の保護管理を行い、神座地区のふるさとづくりを推進する。	・トキワマンサク里づくり事業委託	450	トキワマンサクまつり来場者数(人)	448	500	409	A	B	A	維持	県指定天然記念物である「トキワマンサク」の保護管理を行う。	スポーツ・文化課
62	7-③生活の中で歴史に触れる	10	6	6	企画展示事業	企画展示を行い、広く新居開所の歴史と重要性の理解を深める。	企画展の開催	・企画展の開催 「旅したく」 2/27(火)～6/3(日) 「ガラス写真乾板が残したあらい」 6/5(火)～7/29(日) 「慶応150年 明治維新開所の夜明け」 7/31(火)～10/28(日) 「寝 新居開所と復元整備」 10/30(火)～12/25(火) 「描かれた開所」 1/3(木)～5/19(日) ・VR導入	831	入館者数	26,214	35,000	22,773	A	B	B	維持	リピーターを獲得するとともに、史料鑑収蔵品を順次公開することで、市民の財産を還元する。	スポーツ・文化課
63	総合計画の推進に向けて	2	1	3	広報推進事業	市政について、広く市民に情報提供を行い共有化を図ると共に、市内外に市の魅力をPRしていく。ウェブサイト、SNSを活用した情報発信を行う。	広報こさい・ウェブサイト・SNS等、各種広報手段により、暮らしに役立つ情報や出来事を市内外に積極的に提供する。	・広報こさいの発行(月1回、20,300部発行、全戸配布) ・市役所だよりの発行(月2回、回覧) ・広報物の配達 ・ウェブサイトの運営 ・湖西市公式facebookおよびTwitterからの情報発信	21,008	市ウェブサイトのアクセス数	683,412	700,000	718,301	A	A	B	拡大	広報誌への掲載内容を拡充し、満足度を高める。平成30年度に行ったウェブサイトのリニューアルに伴い、今後も不特定多数への情報発信力を高めていく。	観光交流課
64	総合計画の推進に向けて	7	1	3	ふるさと納税推進事業	ふるさと納税の推進および市内産業の振興を図る。	市の魅力や特色をPRするとともに、寄付者への返礼品を地域特産物とすることで地域振興も図る。歳入確保策としては非常に重要な事業である。ふるさと納税の趣旨を重んじ事業を推進する。	・ふるさと納税PR及びふるさと納税協力事業者の拡充	350,295	寄附者件数	26,556	25,000	22,767	A	C	B	拡大	事業収入安定のためには、販路の拡大を狙うとともに、PR手段の見直しを行い、寄付者件数・寄付金額を増加させることが必要である。	観光交流課
65	総合計画の推進に向けて	2	1	5	みらいのこさい調査事業	今後(みらい)の湖西市のため、人口減少対策といった喫緊の様々な政策課題への対応や、新たな「稼ぐ力」創出のきっかけとしていく事業展開のために、職員が創意工夫したアイデアを募集し、調査、研究、試行を行う。	職員による提案を募集し、2回の審査を得て、事業が採択されれば予算枠内での事業を実施できる。事業執行後は、事業報告を行い、調査・研究・試行を行った結果を評価し、翌年度以降に活かせるものがあれば事業に反映(予算化)していく。	・採択事業 5事業 ①ふるさと大使 おいでん祭にてふるさと大使を委嘱。専用名刺を作成配布した。 ②職員募集動画 若手職員の発案によるユニークな職員募集動画を作成した。 ③しあわせスポット 市民ホールにガチャとツリーを設置。市役所のイメージ向上に役立っている。 ④いいじゃん湖西(ごみアプリ) ごみ分別啓発アプリを公開。調査機能で新たなニーズ確認も。 ⑤新居開所VR VRを作成、来館者に無償提供し、来訪者減少率の低減につながった。	815	提案事業から、翌年度事業として予算化された事業数	-	3	2	B	B	B	維持	今後の定住促進施策には若い世代向けの施策を打つ必要がある。本事業は、低予算の中から若い職員のアイデアを活かし、新規事業として育てていく場として考えた。実際に提案事業を進展させる形で、翌年度の重要施策として位置づけられた事例に加え、提案の全てがメディアに露出し、市のプロモーションの役に立つという副次的な効果まで生まれた。	企画政策課
66		8	4	1	土地利用対策事務費	権限移譲を受けた土地利用に関する許可事務と、湖西市の土地利用方針に基づいた指導を行う。(都市計画法、景観法、静岡県屋外広告物条例)	静岡県から権限移譲を受けた、土地利用に関する許可及び、土地利用対策会議へ語り各種法律や既定計画との整合を図る。	・屋外広告物管理システム保守管理業務 ・都市計画情報システム保守管理業務 ・改元に伴う都市計画情報システム及び屋外広告物管理システムの改修作業 ・屋外広告物管理システム改善作業 ・都市計画情報システムデータ整備作業	2,170	違反屋外広告物は正指導	25	20	14	A	B	B	維持	是正事務処理要領に基づき是正指導を継続して実施していく。	都市計画課
67		7	1	3	ハッピーアニバーサリー推進事業	市のイメージアップオリジナル届出用紙の販売によって「稼ぐ力」の強化を図る。	人生の特別な記念になるようなオリジナル届出用紙を提供し結婚・出産を祝福すると同時に、市のイメージアップを図る魅力発信を行う。また、オリジナル用紙を販売することで「稼ぐ力」の強化を図り、市の歳入確保に貢献する。	・台紙付きのオリジナル婚姻届・出生届を作成し、市内外の希望者に販売する。	1,921	ハッピーアニバーサリー推進事業関連情報(ウェブサイト・SNS)へのアクセス数	-	1,000	20,120	A	A	A	維持	市内外で使用できるものであり、ふるさと納税等と連携し、市内にPRすることで収入増を図る。	観光交流課
68		10	3	2	部活動費(中学校)	部活動の育成及び生徒の体力・知力の向上	部活動に要する経費に対して補助金を交付	・市内公立中学校5校に補助金を交付	4,611	交付金交付のクラブの件数(件)	54	54	54	A	A	A	維持	部活動の育成及び生徒の体力・知力の向上を図る。	教育総務課
69		10	2	2	部活動費(小学校)	部活動の育成及び児童の体力・知力の向上	部活動に要する経費に対して補助金を交付	・市内公立小学校6校に補助金を交付	600	補助金交付の学校数(校)	6	6	6	A	A	A	維持	部活動の育成及び児童の体力・知力の向上を図る。	教育総務課

No.	PLAN				DO			CHECK						ACTION		担当部署			
	総合計画 基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	事業費 H30 決算見込額 (千円)	成果指標名	H29 成果	H30 目標	H30 成果	必要性	有効性		効率性	事業費の 方向性	方向性に対する考え方
70		3	4	1	災害救助費	災害の発生に備え、研修会等に参加し、防災知識の習得を行う。また、火災・風水害等の罹災世帯に、湖西市災害見舞金支給規定に基づき災害見舞金を支給する。	湖西市災害見舞金支給規定に基づき、罹災の状況に合わせ災害見舞金を支給する。	・知識習得のための研修旅費等 ・災害見舞金 持ち家住宅全焼全壊30000×0世帯=0、持ち家住宅半焼半壊20,000×0世帯=0、床下浸水10000×0世帯=0、死亡見舞金100000×0人=0、借家住宅全焼全壊20000×0世帯=0、借家住宅半焼半壊10000×0世帯=0	10	支給対象世帯数の推移	1	0	0	A	A	B	維持	火災、風水害による罹災世帯への援助のために事業費の維持は必要である。	地域福祉課
71		2	1	10	住居表示	住所を表わすために地番を使用する従来の方法ではなく、住居表示に関する法律に基づき、住居番号をより分かりやすい表示にすることで、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (住居表示に関する法律)	昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、本市においては昭和56年度から市民生活の利便性を図るため住居表示事業がすすめられてきた。 住居表示実施区域への転入者や転居者へ住居表示板を配布し、その台帳を管理する。 また、必要に応じて町名表示板、居住表示板を補充する。	・住居表示実施区域内の新築家屋等に住居表示番号の設定を行い、住居表示設定通知を発行し、各建物に表示する住居表示板の配布を行った。	32	住居表示実施区域 110ha	110ha	110ha	110ha	A	A	A	維持	住居表示実施区域内の新築家屋等に、分かりやすい住所を表示し、住所から場所の特定を容易にできるようにし、周囲の住所表示と統一性を図る。	市民課
72		2	5	1	統計普及事業	市統計資料のとりまとめ及び、統計調査の円滑な実施を図るため統計調査に対する理解を促進させ、その必要性をPRする。	統計調査に対する理解を促進させるための各種統計資料の発行や統計グラフコンクール作品の募集・展示を実施する。 ①各種統計資料の発行 ・湖西市統計書の発行 ・ポケットデータバンクの発行 ②統計グラフコンクール作品の募集・展示 ③静岡県統計協会への参加(協会は各自治体の協力会への助成・表彰・刊行物発行等を実施)	・各種統計資料の発行 ・統計グラフコンクール作品の募集・展示(応募数15件)、参加賞の配付 ・静岡県統計協会負担金	71	統計コンクール応募作品数	45	45	15	C	C	B	縮小	応募数の減少に合わせ、参加賞を縮小していく。	企画政策課
73		4	1	3	犬の登録等事業	狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、併せて公衆衛生の向上と公共福祉の増進を図る。 (狂犬病予防法)	狂犬病予防法に基づく、犬の登録、狂犬病予防注射の事務事業	・犬の登録258件 ・狂犬病予防注射3616件	794	狂犬病予防注射実施率(%)	93	90	94	A	A	A	維持	法律に基づいた業務であるので継続する。	環境課
74		4	1	3	そ族昆虫及び防疫事業	住環境に悪影響を及ぼす害虫の発生を抑制し、快適な生活環境を維持する	道路愛護の日をはじめ、害虫の発生時期にあわせ、各自治会・町内会に防虫薬剤を配付する。	・道路愛護の日をはじめ、害虫の発生時期にあわせ、各自治会・町内会に防虫薬剤を配付する。	206	防虫薬剤配布数(袋)	3,625	3,800	3,482	A	B	B	維持	自治会から要望に基づき防虫薬剤を配付する。	環境課
75		4	1	3	霊柩事業	市民サービスの充実	市民の暮らしに欠かせない葬儀挙行における霊柩車の手配、運行業務を円滑に行い、市民サービスの充実を図る。	・霊柩車の運行	1,694	霊柩車の運行件数	313	320	342	D	B	B	維持	霊柩車等の老朽化とともに廃止すべきであるが、それまでは既存の車両を活用する	環境課
76		4	1	3	墓地埋葬法及び化製場法に伴う事務事業	墓地や化製場等が市民の感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる。 (墓地埋葬法、化製場法)	関連法規に基づき、墓地、化製場等の設置に係る申請を県と連携し十分に審査し、許可を与える。	申請なし	1	申請件数(件)	0	1	0	A	A	A	維持	墓地、化製場等の設置に係る申請を県と連携し十分に審査し、許可を与える。	環境課
77		4	1	3	動物の愛護及び管理事業	人と動物が共生する社会を実現	野良猫に対し不妊去勢手術を実施、犬、猫等愛玩動物の適正飼養に関する指導、公共の場所で負傷した動物、死体を收容し、適切な措置、県動物保護協会と連携し、動物愛護の啓発活動を実施する。	・飼い主不明猫不妊去勢手術委託 ・動物愛護に関すること	2,493	野良猫に対する不妊去勢手術数(別途協議会実施分含む)	86	60	76	A	B	B	維持	野良猫に対し不妊去勢手術を実施、犬、猫等愛玩動物の適正飼養に関する指導、公共の場所で負傷した動物、死体を收容し、適切な措置、県動物保護協会と連携し、動物愛護の啓発活動を実施する。	環境課
78		4	1	3	マナー条例啓発事業	マナー条例を周知し、マナー向上に関心を持つことにより、美しい生活環境の確保を図る。	・駅前、大型店舗前等でマナー条例の啓発活動を実施する。 ・小中学生を対象にポスターを募集し、学校及び各家庭において、マナーについて話し合う機会を創出する。	・マナー条例の啓発活動	70	啓発実施回数	3	3	2	A	A	A	維持	駅前、大型店舗前等でマナー条例の啓発活動 小中学生を対象にポスターを募集	環境課
79		2	4	2	選挙啓発事務費	公職選挙法第6条第1項の規定に基づき、選挙人の政治意識の向上と、選挙に関する諸事項の周知を図る。	明るく正しい選挙を目指し、選挙の啓発・選挙活動を進めるとともに、協議会組織の活性化に動める。	・明るい選挙啓発ポスター募集及び展示(応募31点) ・啓発資料の配布	237	明るい選挙啓発ポスター応募者数	39	50	31	A	B	B	維持	法律で定められた事務であり、行わなければならないものだが、効果としては投票率の下落を下支えするにとどまり、投票率向上までには至っていないが、引き続き若年層を対象に普及活動を推進する必要がある。また協議会活動はボランティア活動であることから、費用は低く抑えられており、コスト改善の余地はない。	総務課